

2018年7月16日

中華民国經濟部智慧財産局 御中

一般社団法人日本知的財産協会
副理事長 木全 政弘

専利法一部条文改正草案に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、日本の主要企業約940社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしております。

今般、2018年5月17日に公告された「専利法一部条文改正草案」につきまして、「改正点」を精査させて頂き、添付のとおり私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

添付資料：専利法一部条文改正草案に対する意見

お問い合わせ先：

一般社団法人日本知的財産協会

事務局長 志村 勇

TEL：81-3-5205-3433

FAX：81-3-5205-3391

Email：shimura@jipa.or.jp

専利法一部条文改正草案に対する意見

改正点に対する日本知的財産協会の意見を記載いたします。

改正点 1. 国際優先権を主張できる期限の権利回復規定を新設：「出願人は故意によらず、中華民国と相互に優先権を承認する外国又は WTO 加盟国において最初に法律に則って専利出願した後 12 ヶ月以内（意匠は 6 ヶ月以内）に、中華民国で専利出願しなかった場合、期限満了後 2 ヶ月以内に、優先権を主張することができる。」について

・出願人の利便性が向上する内容と思いますので、賛同いたします。日本知的財産協会からは「PCT 加盟に代わる手当て」を要望しておりましたところ、本改正点はその方向性を推し進めるものであり弊要望に合致するものと思っております。引き続き、PCT 加盟に代わる手当てのご検討をお願いいたします。

改正点 2. 登録査定後の分割の適用範囲及び期限の緩和：「現行の特許出願の初審での登録査定後に分割出願できる規定を、実用新案及び意匠の出願にまで拡大し、また再審査での登録査定の場合にも適用可とし、分割出願期限を登録査定後の 1 ヶ月から最長 3 ヶ月に緩和する。」について。

・出願人の利便性が向上する内容と思いますので、賛同いたします。
・日本知的財産協会からは「初審特許査定後の分割出願可能な期間の長期化」を要望しておりましたが、本改正点により要望が実現するとともに、再審査に対しても適用されることを喜ばしく思っております。

改正点 3. 特許出願の実体審査請求の期限の緩和：「出願人は故意によらず特許出願の出願日から 3 年以内に実体審査を請求しなかった場合、3 年の期間満了後 2 ヶ月以内であれば、費用納付すれば実体審査を請求することができる。」について

・出願人の利便性が向上する内容と思いますので、賛同いたします。

改正点 8. 意匠権存続期間の延長：「意匠権存続期間について、現行の 12 年から 15 年に延長する。」について

・出願人の利便性が向上する内容と思いますので、賛同いたします。日本知的財産協会からは「意匠存続期間を 20 年に延長」を要望しており、引き続きのご検討をお願いいたします。

以上